

平尾台エリア・大坂山エリア 規約

【エリア会員】

- 1 エリア管理責任者は、次の全てを満たした者をエリア会員として認めるものとする。
 - (1) 本規約を読み、この内容に同意し、エリア管理責任者が定める誓約書に署名すること。
 - (2) 過去にエリア会員になったことのない者（SSA パラグライダースクール又はエアークラフトパラグライダースクールの講習生（以下「講習生」という）を除く。）が、新規にエリア会員になろうとする場合は、エリア管理責任者による許可を得ること。
 - (3) JPA パイロット証、JHF パイロット証又はこれらと同等以上の技能証を有すること、若しくは講習生であること。
 - (4) 別に定めるエリア年会費をエリア管理責任者に支払うこと。

【会員登録有効期限】

- 2 エリア会員の登録の有効期限は、4月1日から翌年3月31日までとする。

【ビジターフライヤー】

- 3 エリア管理責任者は、本エリアにおいてフライトをしようとするエリア会員以外の者（以下、「ビジター」という。）で、次の全てを満たす者にフライトを許可するものとする。
 - (1) 本規約を読み、この内容に同意し、6ヶ月以内にエリア管理責任者が定める誓約書に署名していること。
 - (2) JPA パイロット証、JHF パイロット証又はこれらと同等以上の技能証を有する者、若しくは JPA インストラクター又は JHF 教員の技能証を有する者（以下、「インストラクター」という。）が、その管理下においてフライトさせる者であること。
 - (3) エリア管理責任者が必要と判断した場合は、ランディング場からテイクオフ場への移動及びその後テイクオフするまでの間、エリア管理責任者が指定するエリア会員の同伴を受け、同エリア会員の指示がある場合はこれに従うこと。
 - (4) フライトに際しては、ハーネスの後方の他者から見られやすい位置に、エリア管理責任者が定める標示を取り付けること。
 - (5) 別に定めるビジターフライト料金を、エリア管理責任者に支払った者であること。

【招待フライヤー】

- 4 エリア管理責任者は、同人がパラグライディングについて極めて高度な技能を有すると認める者若しくはパラグライディング用機材の販売会社、新聞社、出版社、映画製作会社又は放送局の関係者等でエリア管理責任者が認める者について、エリア管理責任者が定める期間に限り招待フライヤーとして認めるものとする。

【フライトの許可条件】

- 5 本エリアでフライトする場合は、次の全てを満たしていなければならない。

- (1) 有効な第三者損害賠償保険に加入していること。
- (2) 次の物を装備していること。
 - ① ヘルメット、長袖、長ズボン若しくはそれに準ずる物。
 - ② 常時送受信できる状態にある無線機
 - ③ 5ヶ月以内にリパックされたレスキューパラシュート
 - ④ ツリーラン脱出用具
 - ⑤ 緊急時情報提供カード

【入山・下山の申告】

- 6 フライトしようとする全ての者は、フライト前に入山簿に必要事項を記入し、その日のフライト終了後、下山時刻及びフライト本数を記入すること。

【フライトできる時間】

- 7 本エリアでフライトできる時間帯は、次の通りとする。
 - (1) 夏期（4月～9月）はエリアオープン時刻からランディングクローズ 16時30分まで。
 - (2) 冬期（10月～3月）はエリアオープン時刻からランディングクローズ 15時30分まで。

【テイクオフを禁止する場合】

- 8 次の場合は、テイクオフ禁止とする。
 - (1) テイクオフ場における10分間平均風速が毎秒5メートル以上であるとき。
 - (2) エリア管理責任者が不在であるとき。
 - (3) エリア管理責任者がテイクオフクローズを宣言したとき。

【フライトのルール及び禁止事項】

- 9 本エリアでフライトする全ての者は、自己及び他者の事故防止に努め、テイクオフ場、フライト中及びランディング場においては、次の事項を遵守すること。
 - (1) テイクオフ前での旋回方向は、偶数日は右、奇数日は左とする。
 - (2) フライト直前に無線機の送受信テストを行い、またフライト中は送受信できる状態を確保すること。
 - (3) 千仏鍾乳洞より西側のフライトを禁止する。
 - (4) 雲中飛行、スパイラルは禁止とする。
 - (5) トップランディング（タッチアンドゴーを含む）は、JPAパイロット証又はJHFパイロット証を取得後3年以上経過した者で、且つエリア管理責任者が許可した者に限る。
 - (6) 無線機は、エリア管理責任者が指定するチャンネルに合わせて使用すること。
 - (7) ツリーランディングをした場合は、直ちに自らの安全確保措置を講じるとともに、すみやかにエリア管理責任者に状況報告を行うこと。
 - (8) 原則として、エリアのメインランディング場にランディングするものとする。

(9) エリアメインランディング場以外にランディングした場合は、すみやかにエリア管理責任者に報告すること。回収については自己責任とする。

(10) ランディングに伴って他者に損害を与えた者は、その者の責任により被害者への賠償及び謝罪を行うこと。

【樹木の伐採の禁止】

10 全ての者は、エリア管理責任者の承諾を受けることなく樹木（自らが所有する物を除く。）を伐採してはならない。これに違反した場合は、すみやかにエリア管理責任者に報告するとともに、伐採した樹木の所有者に謝罪及び賠償をしなければならない。

【ランディング禁止区域】

11 9-(8)より原則としてメインランディング場以外へのランディングを禁止する。

12 緊急の場合、無線によりエリア管理責任者に許可を得た場合は、次項のランディング禁止区域以外へのランディングを許可する。

13 エリア管理責任者が定める区域（別図参照）へのランディングを禁止する。

【事故防止と被害の軽減措置等】

14 全ての者は、事故防止及び事故が発生した場合の被害の軽減のために、次のことを遵守するものとする。

(1) エリア会員及びビジターは、エリア管理責任者が策定する事故発生時の対応計画を理解しておかなければならない。

(2) エリア管理責任者は、事故が発生した場合に備えて、エリア会員に必要な教育を行うよう努めなければならない。

【クロスカントリーフライト】

15 クロスカントリーフライトの規定については、エリア管理責任者が別途定める。

【タンデムフライト】

16 タンデムフライトについては、次の全てを満たす者に限り許可する。

(1) 操縦者は、JPA タンデムパイロット証又はJHF タンデムパイロット証を有すること。

(2) 操縦者は、エリア会員又は招待フライヤーであること。

(3) 操縦者及び同乗者は、フライトに伴って発生したいかなる損害についても、賠償する責任を負うこと。

(4) 同乗者は、別に定めるビジターフライト料金をエリア管理責任者に支払っていること。

【喫煙場所の制限】

17 次の場所は禁煙とする。

(1) テイクオフ場一帯（ただし、携帯灰皿を所有する者は、テイクオフ場付近の車両置き場においてのみ喫煙をすることができる。）

(2) ランディング場、地上練習に使用する場所及びパラグライダー機材の収納作業に使用する場所

(3) クラブハウス室内

【営業行為の禁止】

18 エリア管理責任者の許可なく広告宣伝物の配布、勧誘、販売、寄付金の募集、演説、布教又はこれらに準ずる行為を禁ずる。

【エリア内のマナー】

19 本エリア内において自動車を運転する場合は、制限速度を遵守し、近隣住民の交通を優先しなければならない。

【各種料金】

20 本エリアの年会費等は次のとおりとする。

- (1) エリア年会費 20,000 円
- (2) ビジターフライト料金 2,000 円
- (3) タンデムフライトの同乗者として飛行する者 1,000 円
- (4) 乗車協力金 500 円
- (5) アウトサイドランディング罰金 3,000 円

【罰則等】

21 エリア管理責任者は、本規約に従わない者又は当エリアの秩序を著しく害していると認める者について、フライトの禁止又はエリア会員の地位の剥奪をすることができる。この場合、エリア管理責任者は、既に支払われたエリア年会費又はビジターフライト料金の返金には応じないものとする。

【エリア管理責任者の権限】

22 本規約の内容については、エリア管理責任者の権限により変更する場合があるものとする。

【附則】

この規約は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

会長 早野 博臣